減少する児童館の新たな役割 ―地域のこどもの居場所をつなぐ「身近なコーディネーター」へ―

社会システムコンサルティング二部　コンサルタント　稲崎 里穂

2023 年 12 月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されるなど、こどもの居場所づくりは政策として推進され、こども食堂や学習支援の場など、NPO や地域住民が担う多様な居場所が全国で広がっている。一方、児童館の数は 2006 年の 4,718 館をピークに減少し、24 年には 4,248 館となった[※1]。担い手が多様化するなかで、公的施設である児童館が、地域でどのような役割を果たすのかが、あらためて問われている。

こうしたなか、2024 年 12 月に改正された児童館ガイドラインは、児童館に「こどもの居場所づくりにおけるコーディネーター」として、地域の居場所づくりに関する情報収集・助言や、関連機関との連携を行う役割を新たに求めた[※2]。

その背景は、自治体側の体制からもうかがえる。こども家庭庁受託調査[※3]では、コーディネート人材を配置している自治体は、回答 679 自治体のうち 51（7.5%）にとどまった。未配置の理由は「専門人材の不足」が 252 自治体（40.1%）、「職員数の不足」が 239 自治体（38.1%）、「計画や方針が未策定」が 215 自治体（34.2%）で上位であった（複数回答）。一方、配置している 51 自治体のうち 50（98.0%）が効果を実感している（うち 34〔66.7%〕が「非常に大きい」）。効果が実感される機能であっても、人材不足に加え、自治体の計画上の位置づけも追いついていない状況がうかがえる。

では、児童館はこの役割を担い得るのか。同調査のヒアリングでは、コーディネート業務に必要なスキルとして「地域資源の把握」「こどもの権利・特性の理解」「相談援助・傾聴」「場づくり」の 4 点が指摘され、特に後の 3 点は児童館職員の強みと示唆された。また、児童館では移動型児童館の活動や学校・こども食堂との情報共有など、地域との連携もすでに行われている[※4]。

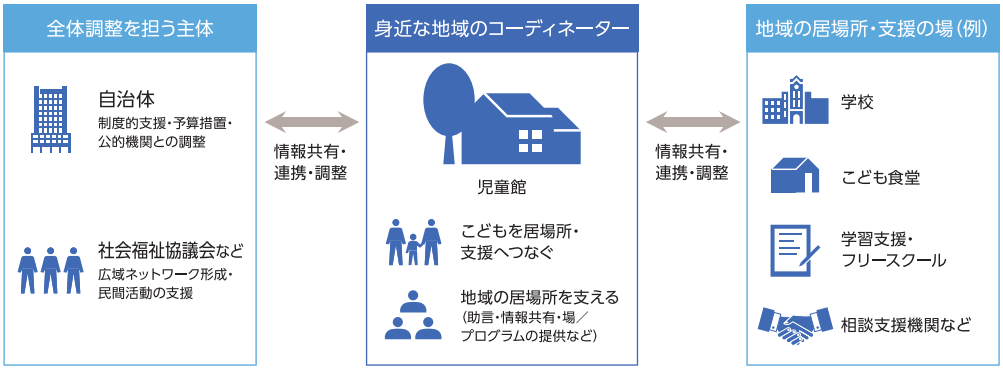
そのため、児童館がコーディネーターを担うことは、新たな業務を一から始めることではなく、既存の活動を土台に業務として組み立て直すことといえる。ただし、現状は職員個人の熱意や人脈に支えられている面が大きい。職員が代わっても続く業務とするには、自治体が委託仕様書に明記し、委託費に反映させるなど、人員・予算の両面から制度的に位置づける必要がある。

では、児童館はどこまでを担うべきか。制度・予算の整備や広域のネットワーク形成といった全体調整を、学区などを単位とする児童館が単独で担うことは難しい。これらは自治体や社会福祉協議会などに委ね、児童館は身近な地域で役割を果たす。こどもの声を起点に居場所や支援へつなぐとともに、運営者への助言や館内のスペース・プログラムの提供を通じて地域の居場所を支える。この役割分担のもとでこそ、児童館の強みが生きるものと考える。

多様な居場所が地域に広がる今こそ、それらをこどもの側からつなぐ公的な拠点として、児童館の役割は高まっている。その役割を制度として支えられるかどうかが、自治体に問われているのではないか。

（監修：毛利　一貴）

図表　こどもの居場所づくりにおける役割分担（イメージ）



出所）NRI 作成

※1　厚生労働省「社会福祉施設等調査」2006 年・24 年、こども家庭庁 第6回児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会 参考資料 4「児童館について」2026 年 2 月 27 日
※2　こども家庭庁成育局長「児童館ガイドラインの改正について（通知）」2024 年 12 月 3 日
※3　こども家庭庁 NRI 受託　令和 7 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「こどもの居場所づくりの促進のための他領域との連携を踏まえた人材配置に関する調査研究」2026 年 3 月
※4　こども家庭庁 NRI 受託　令和 7 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「こどもの居場所づくりの促進のための他領域との連携を踏まえた人材配置に関する調査研究」2026 年 3 月、厚生労働省「児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集」2020 年 3 月

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。すべての内容は日本の著作権法および国際条約により保護されています。
Copyright© 2026 Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.